

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号飯野ビル

氏名 株式会社那須商会  
代表取締役 那須 吉宗廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和4年10月15日

許可の有効年月日 令和9年10月14日

- 事業の範囲  
(1) 業の区分：中間処理  
(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類  
破砕：廃プラスチック類（廃家電を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず（廃家電、廃乾電池及び廃蛍光灯を除く。）、ガラスくず・コンクリ  
ートくず及び陶磁器くず（廃家電、ビン及び廃蛍光灯を除く。）（以上7種類）  
圧縮：金属くず（廃家電、廃乾電池及び廃蛍光灯を除く。）（以上1種類）  
圧縮・梱包：廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）（以上1種類）  
溶融：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）（以上1種類）
- 事業の用に供する施設（詳細は裏面）  
施設住所：足立区入谷七丁目2番6号
- 許可の条件  
(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行なうこと。
- 許可の更新・変更の状況  
平成14年10月15日 新規許可  
令和4年10月15日 更新許可 第4回  
令和4年12月7日 変更許可 圧縮処理できる種類の追加（廃プラスチック類）
- 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号：5-20-F0028

産廃プロフェッショナル



2 事業の用に供する施設

住所：足立区入谷七丁目2番6号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類（廃家電を除く。）	2.58(t/日)	5.62(t/日)	平成14年9月30日	-----	-----
	紙くず	3.44(t/日)				
	木くず	3.12(t/日)				
	繊維くず	2.99(t/日)				
	金属くず（廃家電、廃乾電池及び廃蛍光灯を除く。）	8.60(t/日)				
	ゴムくず	2.90(t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃家電、ビン及び廃蛍光灯を除く。）	9.70(t/日)				
破 碎	廃プラスチック類（ペットボトルに限る。）	1.28(t/日)	-----	平成14年9月30日	-----	-----
圧 縮	金属くず（廃家電、廃乾電池及び廃蛍光灯を除く。）	12.2(t/日)	-----	平成21年5月11日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）	0.97(t/日)	-----	令和4年8月26日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）	0.09(t/日)	-----	平成14年9月30日	-----	-----

(以下余白)